

市民交流
社交ダンスパーティー
【要予約】

高齢者の健康保持と交流の場です。楽しいひとときを笑顔で過ごしましょう。

【時】10月22日(土)18時30分～21時

【所】市総合福祉会館2階(永利町)

【対象】どなたでも

【参加料】800円(会場使用料、飲み物代など)

【申込・問合先】ダンス・サークル「リンク川内」 城下 090(9584)1685

てらやまんち
元気はつらつスクール



本市を支えてくださっているシニア世代の方へ、てらやまんちから「お・も・て・な・し」をさせていただきます。

【時】11月4日(金)9時～15時

【所】少年自然の家

【内容】

▼スポーツの秋「リフレッシュゲーム」

▼食欲の秋「羽釜のご飯、豚汁、鶏肉ときびなごの炭火焼」

【対象】市内に居住する60歳以上の方

【定員】先着40人

【参加料】1人600円

【準備するもの】活動しやすい服装、着替え、屋内シューズ、帽子、タオル、飲み物など

【申込開始】10月12日(水)から

【申込方法】電話

※受付時間は9時～17時

※月曜日は休所日

※介護予防元気度アップ事業の対象事業です。

【申込・問合先】少年自然の家 090(2114)

てらやまんち森の学校
中級者のための
木工旋盤教室(旋盤Ⅱ)

木のぬくもりを感じる「クスノキで作る世界に一つだけの時計」を作ってみませんか。

【時】11月11日(金)

▼午前の部 9時～12時

▼午後の部 13時15分～16時15分

※どちらか選択ください。

【所】少年自然の家 ふれあい工房

【内容】クスノキの時計を製作

【対象】市内に居住する方

【定員】先着14人

※午前・午後の部各7人

※定員になり次第締め切り

【参加料】1500円(材料代)

【準備するもの】汚れてもいい服装、タオル、飲み物など

【申込開始】10月19日(水)9時から

【申込方法】電話

※受付時間は9時～17時

※月曜日は休所日

※介護予防元気度アップ事業の対象活動です。

【申込・問合先】少年自然の家 090(2114)

知って得する
「国際理解講座」
～日本語を考える～

外国人の流暢な日本語を聞いて、「日本語は簡単なのか」と思うことはありませんか。当たり前に使っている日本語の音声、語彙、表記などその特性について考えてみましょう。

【時】11月19日(土)13時30分～15時

【所】国際交流センター

【講師】鹿児島純心女子大学教授 田原良子氏

【定員】20人

※受講無料

【申込方法】直接、電話、ファ

クス、電子メール

【申込・問合先】市国際交流協会

090(7740)

090(7730)

ksb@ninus.ocn.ne.jp

統計調査員

各種統計調査に携わる統計調査員の登録者を募集します。

【登録条件】2次の条件を満たす方

▼20歳以上の方で、責任を持って調査事務を遂行できる方

▼秘密の保護に関し、信頼のおける方

▼税務・警察・選挙に直接関係ない方

▼その他、不適合と思われる職業などに就いていない方

※毎月の仕事ではありません。

【応募方法】電話

【応募・問合先】本庁企画政策課企画総務G(内線4852)

相談

暮らしの
何でも行政相談所開設

10月17日(月)から23日(日)は、行政相談週間です。その一環として、暮らしに関する行政への相談(登記、税金、年金、道路、社会福祉など)や日常生活にお

ける法律相談(成年後見、相続契約、財産、近隣トラブル、境界問題など)に各種相談機関が無料で応じます。

【時】10月21日(金)10時30分～15時

【所】川内文化ホール 第1会議室

【相談機関】鹿児島地方裁判所、熊本国税局、鹿児島国道事務所、川内年金事務所、鹿児島県、薩摩川内市、県弁護士会、県司法書士会、県土地家屋調査士会、行政相談委員、鹿児島行政評価事務所

【問合先】鹿児島行政評価事務所 行政相談課

0570(090)110

行政書士会川薩地区支部
会員による無料相談会

支部所属の会員が交代で相談に当たります。秘密は固く守ります。

【時】10月22日(土)10時～15時

【所】川内文化ホール

【内容】相続、遺言、財産管理、成年後見、交通事故、離婚問題、法的書類作成、行政手続きの相談 他

【予約・問合先】鹿児島県行政書士会川薩地区支部 針山

090(6162)2970

お知らせ

鳥獣被害防止運動

県では、「鳥獣被害防止運動」期間を設け、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図ります。

【時】9月1日(木)～10月31日(月)

【テーマ】集落ぐるみで鳥獣を「寄せ付けない」取り組みを実践しましょう。

被害防止のポイント

- ①取り残し野菜や果物などは放置せず、適切に処理することで、農地や集落内に鳥獣の「えさ場」を無くしましょう。
- ②耕作放棄地の草刈いや緩衝帯の設置など、農地に近づけない環境づくりに努めましょう。併せて電気柵など、侵入防止施設の設置と管理を適切に行いましょう。
- *電気柵は、周囲の安全確認と正しい設置方法に心掛けましょう。
- ③鳥獣の姿を見掛けたら、住民が協力して追い払うことで、鳥獣の人慣れを防ぎましょう。

問合先

▼本庁農政課農業振興G(内線4223)および各支所地域振興課産業振興G(鹿島支所は産業建設G)

▼北薩地域振興局農政普及課 090(25)5530

交通災害共済に
加入しましょう



交通災害共済の掛け忘れはありませんか。交通事故に遭われけがをされた方に、医療機関で実際に治療を受けた日数(7日以上が対象)に応じて見舞金を支給する制度で、随時加入できます。万が一の事故に備えましょう。

【加入資格】市内に住居登録している方(外国人住民を含む)

【共済掛金】1人500円

*年度途中加入者についても同額です。

【共済期間】共済掛金納入日の翌日から平成29年3月31日まで

【申込方法】本年2月に各世帯に送付した「交通災害共済加入申込書」により、市指定金融機関または本庁2階公金取扱所で掛金を納入してください。

*加入申込書を紛失したり、加入人数に変更がある場合は、再発行します。問合先まで連絡ください。

既存住宅改修
環境整備事業補助金

予算の範囲内で、追加募集を行います。

【補助対象者】次の要件を全て満たす方

▼本市の住民基本台帳に記載されている方

▼原則として、改修工事を行う住宅に居住し、所有する方

▼市税を滞納していない方

【補助対象工事】

▼住宅の機能の維持および向上のために行う改修工事(増築を含む)で、改修工事に係る経費(消費税含む)が20万円以上であること

▼市に登録されている市内の施工業者による工事であること

【補助金の額】補助率20%(上限20万円)

*ただし、同時に60万円以上の住宅の耐震改修工事を行う場合は、一律20万円

【受付開始】10月18日(火)9時から

【受付件数】10件程度(先着順)



暮らしの
何でも行政相談所開設

10月17日(月)から23日(日)は、行政相談週間です。その一環として、暮らしに関する行政への相談(登記、税金、年金、道路、社会福祉など)や日常生活にお

▼工事に要する費用(消費税含む)が30万円以上であること

▼解体工事の資格を持ち、市内に本店または営業所を有する施工業者に依頼する工事であること

【補助金の額】

▼危険廃屋は、工事費の3分の1(上限30万円)

▼景観支障廃屋(甑島)は、工事費の2分の1(上限45万円)

【補助対象とならない工事】

▼解体撤去完了の日から3年以内、売却や建築など跡地利用の計画があるもの

▼同一敷地または同一所有者において、過去に当該補助金の交付を受けたもの

【受付開始】10月20日(木)9時から

【受付件数】50件程度(先着順)

【特記事項】

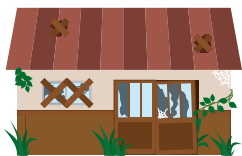
▼交付決定前に工事に着手した場合、補助金は交付されません。

▼平成29年3月15日(水)までに、実績報告書の提出が必要です。

▼詳細については、市ホームページを確認ください。

【申請・問合先】本庁建築住宅課建築指導G(内線3642)または甑地域4支所地域振興課建設水道G(鹿島支所は産業建設G)

危険廃屋等解体撤去
促進事業補助金



予算の範囲内で、追加募集を行います。

【補助対象者】市内に所在する危険廃屋などの所有者や、所有者から委任を受けた方で、市税を滞納していない方

【補助対象工事】

▼工事に要する費用(消費税含む)が30万円以上であること

▼解体工事の資格を持ち、市内に本店または営業所を有する施工業者に依頼する工事であること

【補助金の額】

▼危険廃屋は、工事費の3分の1(上限30万円)

▼景観支障廃屋(甑島)は、工事費の2分の1(上限45万円)